

二 解決條件  
 運賃一噸二対一ノ額也値上ス  
 (但ニ雜貨ノ之額未ヲ降ク)  
 右及申(通)報候也

勞務第二六一一號

昭和十一年十二月十六日

警視總監 石田 馨

内務大臣 潮惠之輔殿  
 社會局長官殿

東京觀光自動車株式會社勞務紛議ニ關スル件

(發生—解決)

要旨

- (一) 客月十七日運賃増徴主ニシテ解任セリニテ發給回手九日紛議發生
- (二) 同日從業員連署ノ上波込庄ニシテ憤激致願書ヲ提出セリニテ會社側之ニシテ既セリ
- (三) 從業員前波込の態度ノ憤々タル波込ハ單独自勞組合員ニ對シテ其對策ヲ依頼シ單独波込ニシテ決意セリ
- (四) 本月十日勞務紛議ノ結果解任手當三千元ヲ支給同前解決セリ

標起會社從業員波込庄一人社命違反ニ因リ解任ニ發給客月二十

